

## 統一地方選挙の投票所における投票用紙の誤交付について

## 1 概要

青葉区内の投票所で、県外への市外転出者である選挙人1人に対し、本来、市議会議員選挙、県議会議員選挙及び県知事選挙の選挙権がないにもかかわらず、投票用紙を交付し、投票させる事象が発生しました。

## 2 発生日

令和5年4月9日（日）午前11時30分頃

## 3 場所

青葉区第12投票所（緑が丘中学校）

## 4 経緯

3月17日（金）に県外転出した当該選挙人が、本日、午前11時30分頃に青葉区内の投票所に「投票のご案内」を持って投票に訪れました。名簿照合の民間従事者がバーコードを読み取ったところ、選挙人名簿を照合する端末に「投票可能な選挙がありません。」とのメッセージが出ました。

注意メッセージが出た際には、必ず職員を呼ぶよう、民間従事者に注意喚起を行っていたにもかかわらず、職員を呼ばずに、通常選挙と同様、市議会議員選挙、県議会議員選挙及び県知事選挙の投票用紙を交付し投票させました。

## 5 原因

本事案の発生前から、当該投票所では、名簿照合に際し、バーコードの読み取りがうまくいかず、注意メッセージが出るものの、再度読み取りをすると、正常に読み込みができるという事象が数回ありました。

このため、名簿照合の民間従事者は、当該選挙人の注意メッセージについても、読み込み不良によるものと誤認し案内を行い、投票をさせてしまいました。その後、注意メッセージが消えず、「確認ボタン」も押せないことから、名簿照合の従事者が職員を呼び、詳しく確認したところ、県外転出者であることが判明しました。

## 6 再発防止に向けた取組

注意メッセージが出た際には、必ず職員を呼ぶよう、事前研修やメール送付に加え、当日の朝にも従事職員に注意するよう指示しておりました。本事案発生後は、さらに全投票所宛てに再度ショートメッセージ（SMS）や電話連絡により、「注意メッセージが出た際は、必ず、すぐに職員を呼び、内容の確認が終了するまで選挙人にお待ちいただくよう」再周知を行いました。

## 7 投票の取扱い

投票箱は開票まで開けることができず、また、どの投票用紙が誤交付されたものか判別できないため、他の投票と同様に取り扱います。

## 8 青葉区選挙管理委員会 吉田雅彦 書記長（青葉区副区長）のコメント

このたびは、本市全体で適正な事務執行を徹底している中、このような投票の信頼性を損なう事態を生じ、大変申し訳ございませんでした。

選挙事務の適正な執行について、改めて選挙従事者の指導を徹底してまいります。

## お問合せ先

青葉区選挙管理委員会書記次長（青葉区役所総務課長） 富澤 理子 Tel 045-978-2210